

魚津市告示第141号

魚津市児童センターの指定管理者の募集について

魚津市児童センターの指定管理者を募集するので、魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年魚津市規則第20号）第3条の規定に基づき公示する。

令和5年10月6日

魚津市長 村椿 晃

- 1 当該施設の名称及び所在地
魚津市立かもめ児童センター 魚津市浜経田1096番地
魚津市立つばめ児童センター 魚津市新金屋一丁目12番50号
魚津市立ひばり児童センター 魚津市六郎丸1250番地1
魚津市立すずめ児童センター 魚津市北鬼江418番地1
- 2 指定管理者が行う管理業務の内容
児童センターの維持管理業務
児童センターの利用承認業務
- 3 指定管理者の選定の基準
魚津市児童センター指定管理者募集要項による。
- 4 管理者の指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
- 5 募集要項の配布期間及び配布場所
令和5年10月6日（金）から令和5年10月16日（月）まで
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯）
魚津市民生部こども課
- 6 申請の受付期限及び受付場所
令和5年10月25日（水）（郵送可、必着）
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯）
魚津市民生部こども課